

# 四 半 期 報 告 書

(第51期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

**NISグループ株式会社**

E 0 3 7 1 0

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【営業実績】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	6
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	20
3 【役員の状況】 .....	21
第5 【経理の状況】 .....	22
1 【四半期連結財務諸表】 .....	23
2 【その他】 .....	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	40

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第51期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寄岡邦彦

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6  
（上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。）

【電話番号】 (089)943—2400

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 中島重治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号

【電話番号】 (03)5652—2270

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 中島重治

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社  
（東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号）  
N I S グループ株式会社営業部  
（埼玉県川口市本町4丁目1番8号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第51期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第50期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
営業収益 (百万円)	12,249	1,737	32,170
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	600	△2,387	△38,412
四半期純利益又は四半期(当 期)純損失 (△) (百万円)	549	△541	△50,805
純資産額 (百万円)	57,736	15,530	16,019
総資産額 (百万円)	230,107	87,142	88,403
1株当たり純資産額 (円)	224.38	16.72	18.78
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 (△) (円)	2.29	△2.26	△212.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.4	4.6	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	35,889	△1,025	64,853
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,001	1,703	6,767
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△38,883	1,947	△78,598
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,560	5,200	2,575
従業員数 (名)	720	112	134

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第50期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第51期第1四半期連結累計(会計)期間及び第50期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、従来、区分表示しておりました「債権管理回収事業」は、当該事業を行う連結子会社であったニッシン債権回収株式会社が前連結会計年度において持分法適用関連会社となったことに伴い、当該セグメントはなくなりました。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

新規

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸等
(連結子会社) 秀邦(上海)投資管理諮詢 有限公司	中華人民 共和国 上海市	183	その他 の事業	100.0	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 株ラ・パルレ (注) 2、3	東京都 千代田区	3,226	その他 の事業	4.0	2名	—	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合は100分の20未満であります。他の会社との共同投資により実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

3 有価証券報告書の提出会社であります。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	112
---------	-----

(注) 従業員数は、当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	111
---------	-----

(注) 従業員数は、他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【営業実績】

#### (1) 当社グループにおける営業実績

##### ① 事業別営業収益

区分			前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
			金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
総合金融 サービス 事業	営業貸付 金利息	担保付ローン	977	8.0	198	11.4
		事業者向ローン	1,430	11.7	149	8.6
		商業手形割引	1	0.0	—	—
		消費者向ローン	771	6.3	313	18.1
		計	3,180	26.0	661	38.1
	受取手数料	52	0.4	17	1.0	
	受取保証料	258	2.1	408	23.5	
	リース・割賦売上高	1,054	8.6	—	—	
	その他	878	7.2	388	22.4	
	計	2,244	18.3	813	46.9	
小計	5,424	44.3	1,475	85.0		
不動産 事業	不動産売却収入	830	6.8	—	—	
	その他	320	2.6	254	14.6	
	小計	1,150	9.4	254	14.6	
その他の 事業	買取債権回収高	3,320	27.1	—	—	
	買取不動産売却収入	1,727	14.1	—	—	
	その他	626	5.1	7	0.4	
	小計	5,674	46.3	7	0.4	
合計			12,249	100.0	1,737	100.0

- (注) 1 事業区分は、事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。  
 なお、セグメント区分につきましては、従来、「債権管理回収事業」は区分表示しておりましたが、当該事業を行う連結子会社であったニッシン債権回収㈱が前連結会計年度において持分法適用関連会社となったことに伴い、当該セグメントはなくなりました。
- 2 総合金融サービス事業については、主にリース事業を行う連結子会社であったN I Sリース㈱が前第4四半期連結会計期間に持分法適用関連会社となりました。
- 3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 事業別営業資産

区分		前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
総合金融 サービス 事業	商業手形 及び営業 貸付金	担保付ローン	42,139	24.0	9,532	19.4
		事業者向ローン	27,258	15.6	11,081	22.6
		商業手形割引	28	0.0	1	0.0
		消費者向ローン	19,045	10.9	9,638	19.7
		計	88,472	50.5	30,253	61.7
	求償債権	2,851	1.6	4,200	8.6	
	所有権移 転外ファ イナンス ・リース 資産	機械及び装置	233	0.1	—	—
		器具備品	1,890	1.1	—	—
		ソフトウェア	386	0.2	—	—
		その他	27	0.0	—	—
	計	2,538	1.4	—	—	
	オペレーティング・リース資産	1,906	1.1	—	—	
割賦債権	3,922	2.2	—	—		
信用取引資産	2,628	1.5	—	—		
その他の資産	3,501	2.1	808	1.7		
小計	105,821	60.4	35,262	72.0		
不動産 事業	販売用不動産	15,871	9.1	7,550	15.4	
	仕掛販売用不動産	10,167	5.8	6,193	12.6	
	小計	26,039	14.9	13,743	28.0	
その他の 事業	買取債権	25,712	14.7	—	—	
	買取不動産	17,533	10.0	—	—	
	その他	—	—	20	0.0	
	小計	43,245	24.7	20	0.0	
合計		175,107	100.0	49,026	100.0	

(注) 1 割賦債権については、割賦未実現利益を控除した額によっております。

2 上記のほか、総合金融サービス事業(信用保証事業)にかかる保証債務残高は以下のとおりであります。

区分	前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
保証債務残高	28,526	17,746

(注) 保証債務残高は、債務保証損失引当金及び関係会社事業損失引当金控除後の金額を記載しております。

3 セグメント区分につきましては、従来、「債権管理回収事業」は区分表示しておりましたが、当該事業を行う連結子会社であったニッシン債権回収(株)が前連結会計年度において持分法適用関連会社となったことに伴い、当該セグメントはなくなりました。

4 総合金融サービス事業については、主にリース事業を行う連結子会社であったN I Sリース(株)が前第4四半期連結会計期間に持分法適用関連会社となったほか、主に証券事業を行う連結子会社であったN I S証券(株)(現ヤマゲン証券(株))が前第2四半期連結会計期間に連結子会社に該当しないこととなりました。

## 2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

(2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、前連結会計年度において2期連続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当第1四半期連結会計期間においても営業損失2,441百万円、経常損失2,387百万円及び四半期純損失541百万円を計上しており、引き続き継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

###### ① 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年秋以降、大幅に下落していた輸出、生産などの一部指標において回復傾向がみられるものの、グローバルな金融資本市場の混乱が長期化する中、企業の資金調達環境及び不動産の流動性については、依然として低迷が続いております。

当社グループは、前連結会計年度より進めてまいりました再建プランを着実に実行していくことで事業構造の建て直しを進めております。

当第1四半期連結会計期間における営業収益は、営業貸付金残高の減少に伴い営業貸付金利息が減少したほか、前連結会計年度に実施した連結子会社株式の一部譲渡による持分法適用関連会社化などにより、前年同四半期比10,512百万円(85.8%)減少の1,737百万円となりました。営業利益は、前連結会計年度より進めてまいりました経営効率化により人件費関連費用や賃借料等が大幅に減少したものの、利息返還損失引当金1,180百万円を追加計上したこと、不動産担保ローンにおいて貸倒引当金792百万円を計上したことなどにより、前年同四半期比3,469百万円減少の2,441百万円の営業損失となり、経常利益は、前年同四半期比2,988百万円減少の2,387百万円の経常損失となりました。四半期純利益は、当社米ドル建無担保普通社債等の一部を買入消却したことによる社債買入消却益2,200百万円の計上、投資有価証券評価損391百万円の計上などにより、前年同四半期比1,091百万円減少の541百万円の四半期純損失となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は以下のとおりであります。

###### (i) 総合金融サービス事業

総合金融サービス事業につきましては、投資銀行事業、信用保証事業及び中堅中小企業に対するローン事業（有担保ローン・無担保ローン）等を中心に展開しております。

投資銀行事業については、これまで培った様々なノウハウを活用し、M&Aのアドバイザー業務、投融資案件のアレンジメントやデューデリジェンス支援及び投資事業組合の運営業務等を中心としたフィービジネスを推進するとともに、新規事業として貿易サポート事業を開始しております。なお、足許の事業環境を鑑みローン事業については、新規取り扱いを抑制し、業務の集約化、効率化を推進しつつ回収額の最大化に取り組んでおります。

この結果、営業収益は前年同四半期比3,949百万円（72.8%）の減少の1,475百万円、営業利益は前年同四半期比1,879百万円減少の2,086百万円の営業損失となりました。

###### (ii) 不動産事業

不動産事業につきましては、保有資産のバリューアップと投資効率の向上に努めました。

この結果、営業収益は前年同四半期比896百万円（77.9%）減少の254百万円、営業利益は前年同四半期比887百万円減少の236百万円の営業損失となりました。

###### (iii) その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益は前年同四半期比5,667百万円（99.9%）減少の7百万円、営業利益は前年同四半期比679百万円減少の0百万円の営業損失となりました。

なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報） 事業の種類別セグメント情報（追加情報）」に記載のとおり、「債権管理回収事業」はなくなりました。したがって、上記記載は変更後の数値を基に記載しております。

## ② 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ現金及び預金が2,625百万円、投資有価証券が985百万円それぞれ増加したものの、営業貸付金が3,195百万円、関係会社貸付金が1,710百万円それぞれ減少したことなどにより、1,261百万円(1.4%)減少の87,142百万円となりました。

負債につきましては、保証債務残高の減少に伴い債務保証損失引当金が451百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ771百万円(1.1%)減少の71,612百万円となりました。

純資産につきましては、四半期純損失を計上したため利益剰余金が550百万円減少したことにより、前連結会計年度末に比べ489百万円(3.1%)減少の15,530百万円となりました。

## ③ キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ2,624百万円増加し5,200百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、1,025百万円の減少(前年同四半期は35,889百万円の増加)となりました。

これは、税金等調整前四半期純損失が529百万円、社債買入消却益が2,200百万円となり、営業貸付金の純減少による資金の増加が1,930百万円(前年同四半期は31,716百万円の資金の増加)となったことなどによります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,703百万円の増加(前年同四半期は1,001百万円の増加)となりました。

これは、主に関係会社貸付金の回収による収入が1,710百万円(前年同四半期は1,714百万円)となったことなどによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1,947百万円の増加(前年同四半期は38,883百万円の減少)となりました。

これは、主に有利子負債の純増加による資金の増加が1,947百万円(前年同四半期は39,459百万円の資金の減少)となったことなどによるものであります。

## ④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## ⑤ 研究開発活動

該当事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消すべく以下に記載している事業構造の転換、財務基盤の安定化及びスリムな組織体制の構築を図るべく再建プランを前連結会計年度から継続して実施しております。

① 事業構造の転換

当社グループがこれまで培ってきた与信管理並びに貸出・債権回収ノウハウのほか、未上場企業への投資、M&A及び資金調達などを通して培ったノウハウを活用し、M&Aのアドバイザー業務、投融資案件のアレンジメントやデューデリジェンス支援及び投資事業組合の運営業務等を中心としたフィービジネスへの移行による手数料収入の拡大を進めております。

② 財務基盤の安定化

当社は、安定的な財務基盤を構築するため、前連結会計年度において、中小企業に対する経営・資金・事業面における支援を行っている中小企業保証機構㈱と戦略的資本・業務提携を締結し、同社との関係強化を図り経営再建を更に推し進めております。

なお、資金面については、日本振興銀行㈱及び中小企業保証機構㈱から必要な資金支援を受けており、主要取引金融機関からの資金支援及び資産処分等により、資金調達の安定化に努めております。

③ スリムな組織体制の構築

注力事業の選択と集中による一層の経営効率化を図るべく、前連結会計年度において、当社の連結子会社であったニッシン債権回収㈱、N I S リース㈱等の株式の一部譲渡による持分法適用関連会社化などを始めとしたグループ再編、その他資産の順次売却及び債権管理体制の強化を目的とした営業拠点の集約化並びに人員の転籍・出向を実施したほか、当連結会計年度においても、本社事務所の移転、業務のアウトソーシング化等による経費削減を引き続き実施しております。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### ① 主要な設備の新設等

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設等はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

##### ② 主要な設備の除却等

前連結会計年度末に計画していた主要な設備の除却等のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度に事務所等移転損失引当金を計上したため、当第1四半期連結会計期間の損益に与える影響はありません。

会社名	内容 (セグメント)	帳簿価額 (百万円)	完了年月
N I Sグループ(株)	東京本社移転による営業設備等 (総合金融サービス事業)	77	平成21年6月

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	245,894,350	245,894,350	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	245,894,350	245,894,350	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権

臨時株主総会の特別決議日（平成20年2月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	87,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	87,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,750,000株 (1) 本新株予約権1個の行使により当社が交付する当社普通株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。 (2) ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、各本新株予約権につき、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の本新株予約権1個の行使により当社が交付する割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整されるものとする。 (3) 前号に基づく割当株式数の調整の結果生ずる1株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初、200円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、行使がなされた日の前日（当日を含む。）までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（売り気配値及び買い気配値の平均値（ただし、それぞれ複数ある場合は、それぞれの平均の平均値とする。）を含む。）の平均値が当初行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）を下回る場合は、当初行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）とする （なお、当該5連続取引日に後記「3. 行使価額の調整」で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該当初行使価額に0.9を乗じた金額は、当社取締役会が決議した要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。）なお、行使価額は後記「3. 行使価額の調整」に定めるところに従い調整されることがある。 2. 行使価額の修正 本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
	<p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{当該株式分割又は株式併合の直前の既発行普通株式の数}} \times \text{当該株式分割又は株式併合の直後の既発行普通株式の数}$ <p>かかる行使価額の調整は、当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「普通株式」とは、ある時点における当社の普通株式及び再編対象会社（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）の普通株式をいう。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「既発行普通株式」とは、当社の発行済みでかつ残存する普通株式（日本法の下で、当社が自己株式として保有する当社普通株式を含む。）の数から、当社が自己株式として保有する普通株式の数を控除した数の株式をいう。</p> <p>(2) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、(x)当社普通株式の新規発行又は(y)当社が自己株式として保有する当社普通株式の処分のいずれかにより当社の普通株式無償割当てを行う場合（ただし、本「3. 行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権の転換、交換又は行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該調整の効力発生日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{当該株式無償割当てにより割り当てられる普通株式の総数}}{\text{既発行普通株式の数}}}$ <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号の算式で使用される既発行普通株式の数は、当社が当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日を定める場合は、かかる基準日（その他のあらゆる場合は調整後行使価額が有効となる日の1ヶ月前の日）における既発行普通株式の数とする。かかる行使価額の調整は、当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号に該当する割当てが決定されたが行われなかった場合、行使価額は、当該無償割当ての決定が行われていなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p>

第1四半期会計期間末現在  
(平成21年6月30日)

(3) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、調整後行使価額の効力発生日における時価を下回る1株当たりの価格をもって、当社より、普通株式(本「3.行使価額の調整」第(2)号が適用される普通株式無償割当てを除く。)又は普通株式に転換若しくは交換可能な証券、権利若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を取得する権利を与える証券、権利若しくは新株予約権の付与を行う場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該調整後行使価額の効力発生日の営業開始時における行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{発行又は処分される普通株式数}}{1 \text{株当たりの価格}}}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}}$$

かかる行使価額の調整は、当該付与を受ける株主を決めるための基準日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。ただし、当該付与のための基準日を定めない場合、当該調整は、(i)当該株式の払込期日若しくは払込期間の最終日の、又は(ii)株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合はそれらの効力発生日の、それぞれの日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。調整後の行使価額は、発行又は処分される証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式に従い算出する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が前の段落に定める当該調整の効力発生日において確定できない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている証券、権利又は新株予約権の全てが当該対価の確定日におけるそれらの条件に従い転換、交換又は行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式を準用して算出する(この場合、行使価額の調整は、当該対価の決定日の翌日の営業開始直後より有効とする。)

本「3.行使価額の調整」第(3)号の算式で使用される既発行普通株式の数は、当社が当該募集、発行又は処分において割当てを受ける権利を受ける株主を決めるための基準日を定める場合は、かかる基準日(その他のあらゆる場合は調整後行使価額が有効となる日の1ヶ月前の日)における既発行普通株式の数とする。当該証券、権利又は新株予約権の付与が決定されたが発行日又は効力発生日において発行又は交付されなかった場合、行使価額は、当該付与が決定されなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。

	<p style="text-align: center;">第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)</p>
	<p>本「3.行使価額の調整」第(3)号に限り、「1株当たりの価格」とは、次の算式によって計算される金額とする。</p> $(A - B) \div C$ <p>「A」は、当該証券、権利又は新株予約権の付与を受けた者が当該証券、権利又は新株予約権を取得するため当社に対して払い込む金額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される金額を加えた額とする。また、その証券、権利又は新株予約権が、普通株式を取得するための行使が可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合には、その証券、権利又は新株予約権の行使に際して出資される金額を加えた額とする。）とする。</p> <p>「B」は、当該証券、権利又は新株予約権の転換、交換又は行使の際にその保有者に交付される金銭の金額及びその他の財産（普通株式を除く。）の価額（当社取締役会によって合理的に誠実に決定される価額とする。）（その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合には、それらの転換、交換又は行使に際して交付される金銭の金額及び当該その他の財産の価額を加えた額とする。）とする。</p> <p>「C」は、付与された当該証券、権利又は新株予約権の当初の転換価額での転換、当初の交換価額での交換又は当初の行使価額での行使の際に取得される普通株式の数（その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の当初の転換価額での転換、当初の交換価額での交換又は当初の行使価額での行使の際に取得される普通株式の数を加えた数とする。）とする。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、「時価」とは、ある日につき、その日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日における普通株式1株当たりの売買価格の平均をいう。この場合、円位未満少数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、普通株式の「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業を行っている日をいう。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、ある日の普通株式の「売買価格」とは、その日の株式会社東京証券取引所（その時点で普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合は、普通株式がその時点で上場されている日本の他の主要な金融商品取引所）の普通取引における1株当たりの最終売買価格（かかる最終売買価格がない場合は気配表示（売り気配値及び買い気配値の平均値（ただし、それぞれ複数ある場合は、それぞれの平均の平均値とする。））をいう。かかる相場がない場合には、売買価格は当社取締役会によって誠実に決定されるものとする。</p>

第1四半期会計期間末現在  
(平成21年6月30日)

(4) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して、当社の何らかの種類の対象株式（「3.行使価額の調整」第(2)号が適用される株式無償割当てを除く。）、債務証券又は資産（証券を含むが、「3.行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権を除く。）の配当、分配又は割当てを行う場合（(x)専ら現金による、又は(y)「3.行使価額の調整」第(2)号に定める配当、分配又は割当てを除く。）（上記対象株式、債務証券又は資産を、本「3.行使価額の調整」において、以下「分配証券」という。）、次の算式により行使価額を減額する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該配当、分配又は割当ての基準日に有効な行使価額} \times \text{当該基準日における時価}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数} \times \frac{\text{分配証券の公正な市場価値の総額}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数}}}$$

当該基準日における時価

かかる行使価額の減額は、当該配当、分配又は割当てのための基準日の翌日の営業開始直後より有効とする。

本「3.行使価額の調整」第(4)号に該当する配当、分配又は割当てが決定されたが行われなかった場合、行使価額は、当該配当、分配又は割当てが決定されなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。

「対象株式」とは、何らかの会社における、全ての株式、新株予約権、及び当該会社における何らかの種類の株式に転換、交換又は行使可能な権利をいう。

(5) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して金銭による配当を行う場合（ただし、「3.行使価額の調整」第(4)号に定める分配の一部として分配される場合、又は当社の組織再編行為（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）に際して分配される場合を除く。）であって、(i)当該配当金額、(ii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた当社普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の金額（ただし、本「3.行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。）、及び(iii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた公開買付けの方法による、当社普通株式である自己株式の当社による取得の対価となった、金銭及びそれ以外の対価の公正な市場価値（当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。）（ただし、「3.行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。）の合計額の総額が、(1)当該配当のための基準日における時価に(2)当該基準日における既発行普通株式の数を乗じて得られる金額の10%を超える場合（当該超過部分の金額を、本「3.行使価額の調整」において、以下「超過金額」という。）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該基準日の日本における営業終了直前に有効な行使価額} \times \text{当該基準日における時価}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数} \times \frac{\text{超過金額}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数}}}$$

当該基準日における時価

かかる行使価額の調整は、当該配当のための基準日の日本における営業終了直後より有効とする。

第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
	<p>(6) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式について、公開買付けにより取得する場合であって、(i)当該公開買付けに従って当該株式(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付株式」という。)の取得のために支払われるべき対価の公正な市場価値(当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)、(ii)買付期間最終時点(以下に定義する。)に先立つ12ヶ月間において行われた当社による公開買付けの方法による、当社普通株式の当社による取得の対価となった金銭及び当社によって支払われるそれ以外の対価の公正な市場価値(当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)(ただし、本「3.行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額、及び(iii)買付期間最終時点に先立つ12ヶ月間において行われた既発行普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の総額(ただし、「3.行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額が、(1)当該公開買付けの買付期間の最終の時点(変更されることがあり、その場合には変更後の時点とする。)(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付期間最終時点」という。)における時価に(2)買付期間最終時点における既発行普通株式(買付株式を含む。)の数を乗じた金額の10%を超える場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $  \begin{array}{l}  \text{調整後} \\  \text{行使} \\  \text{価額} \\  = \\  \begin{array}{l}  \text{買付期間} \\  \text{最終時点} \\  \text{の属する} \\  \text{日の日本} \\  \text{における} \\  \text{営業終了} \\  \text{直前にお} \\  \text{ける有効} \\  \text{な行使価} \\  \text{額} \\  \times \\  \begin{array}{l}  \text{買付株式の} \\  \text{受領に基づ} \\  \text{き株主に支} \\  \text{払われるべ} \\  \text{き対価の総} \\  \text{額の公正な} \\  \text{市場価値} \\  \times \\  \begin{array}{l}  \text{買付期間最} \\  \text{終時点にお} \\  \text{ける既発行} \\  \text{普通株式} \\  \text{(買付株式} \\  \text{を除く。)} \\  \text{の数} \\  \times \\  \begin{array}{l}  \text{買付期間最} \\  \text{終時点の翌} \\  \text{取引日にお} \\  \text{ける当社普} \\  \text{通株式の時} \\  \text{価} \\  \times \\  \begin{array}{l}  \text{買付期間最} \\  \text{終時点の翌} \\  \text{取引日にお} \\  \text{ける当社普} \\  \text{通株式の時} \\  \text{価}  \end{array}  \end{array}  \end{array}  \end{array}  \end{array}  $ <p>かかる行使価額の減額(もしあれば)は、買付期間最終時点の翌営業日の営業開始直後より有効とする。</p> <p>当該公開買付けに従って当社が株式の買付けを義務付けられたが、適用法令によりかかる買付けが将来の時点を含めて有効にならない場合又はかかる買付けの全てが撤回された場合、行使価額は、当該公開買付けが行われなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p> <p>本「3.行使価額の調整」第(6)号が公開買付けに適用されることにより、行使価額が増額されることとなる場合、当該公開買付けを理由とする本「3.行使価額の調整」第(6)号に基づく調整は行われぬ。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
	<p>(7) 「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(6)号又は本第(7)号の算式の計算については、円位未満小数第2位を四捨五入する。「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号の各取引において、当該各取引のために当社普通株式を有する株主を決める基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他の当社の機関の承認を条件としているときには、「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号にかかわらず、行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを調整するものとする(以下「遡及的調整」という。)</p> <p>この場合において、当該取引のため当社普通株式を有する株主を決めるために設定された基準日からかかる取引の承認があった日までに、本新株予約権の行使をした者に対しては、(x)かかる本新株予約権の行使の日に当該遡及的調整がなされていたとすれば、かかる行使によりその者が取得していたであろう当社普通株式数から、(y)かかる行使によりその者が既に取得している当社普通株式の数を控除した数の当社普通株式を追加で交付するものとする。この場合に端数を生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。</p>
新株予約権の行使期間	平成20年2月20日～平成27年2月20日午後5時
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200円 資本組入額 100円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要しないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、新設合併若しくは吸収合併(以下、「合併」と総称する。)(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記①ないし③に定める内容のものをそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」の(1)ないし(3)に準じて決定する。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間          別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項          別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限          譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要しない。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項          定めない。</p>

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日	—	245,894	—	26,289	—	28,586

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,285,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 238,362,300	2,383,623	—
単元未満株式	普通株式 1,247,050	—	—
発行済株式総数	245,894,350	—	—
総株主の議決権	—	2,383,623	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式85株が含まれています。

### ② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) N I S グループ(株)	愛媛県松山市千舟町 5丁目7番地6	6,285,000	—	6,285,000	2.56
計	—	6,285,000	—	6,285,000	2.56

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	64	52	54
最低(円)	28	42	41

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 6,052	※2 3,427
営業貸付金	※2, ※4 30,252	※2, ※4 33,447
求償債権	4,200	3,692
販売用不動産	※2 7,550	※2 7,580
仕掛販売用不動産	※2 6,193	6,193
その他	2,671	5,167
貸倒引当金	△5,484	△7,373
流動資産合計	51,434	52,135
固定資産		
有形固定資産	※1 108	※1 871
無形固定資産	43	62
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 9,134	※2 8,149
破産更生債権等	※2 47,948	※2 46,955
その他	※2 8,092	※2 8,680
貸倒引当金	△29,718	△28,609
投資その他の資産合計	35,457	35,175
固定資産合計	35,610	36,109
繰延資産	97	159
資産合計	87,142	88,403

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成21年6月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成21年3月31日)

負債の部			
流動負債			
短期借入金	※2, ※4	20,120	※2, ※4 12,700
1年内返済予定の長期借入金	※2	8,533	※2 13,763
1年内償還予定の社債		4,000	5,000
有価証券譲渡見合債務	※2	7,200	※2 7,200
未払法人税等		1,081	1,162
債務保証損失引当金		2,202	2,653
その他の引当金		28	336
その他		3,075	2,511
流動負債合計		46,241	45,328
固定負債			
社債		7,248	11,198
長期借入金	※2	3,978	※2 1,358
利息返還損失引当金		11,210	11,340
関係会社事業損失引当金		2,502	2,726
その他の引当金		27	27
その他		403	405
固定負債合計		25,370	27,055
負債合計		71,612	72,383
純資産の部			
株主資本			
資本金		26,289	26,289
資本剰余金		30,180	30,180
利益剰余金		△49,262	△48,711
自己株式		△3,893	△3,893
株主資本合計		3,313	3,864
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		215	△148
繰延ヘッジ損益		476	783
評価・換算差額等合計		691	634
少数株主持分		11,524	11,520
純資産合計		15,530	16,019
負債純資産合計		87,142	88,403

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業収益	12,249	1,737
営業費用	6,517	996
営業総利益	5,732	741
販売費及び一般管理費	※1 4,704	※1 3,182
営業利益又は営業損失(△)	1,028	△2,441
営業外収益		
受取利息	39	106
受取配当金	25	32
受取保証料	152	55
持分法による投資利益	—	122
為替差益	—	246
その他	68	28
営業外収益合計	285	592
営業外費用		
支払利息	575	476
持分法による投資損失	65	—
投資事業組合運用損	34	44
その他	37	17
営業外費用合計	713	538
経常利益又は経常損失(△)	600	△2,387
特別利益		
固定資産売却益	2	—
投資有価証券売却益	105	—
社債買入消却益	—	2,200
受取補償金	200	—
その他	2	144
特別利益合計	310	2,344
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	9	0
減損損失	64	19
投資有価証券評価損	31	391
その他	33	75
特別損失合計	139	487
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	771	△529
法人税、住民税及び事業税	104	8
法人税等調整額	37	—
法人税等合計	141	8
少数株主利益	80	3
四半期純利益又は四半期純損失(△)	549	△541

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	771	△529
減価償却費	540	19
減損損失	64	19
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,189	△760
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△689	△130
関係会社事業損失引当金の増減額(△は減少)	△609	△223
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	—	△451
その他の引当金の増減額(△は減少)	△205	△227
受取利息及び受取配当金	△129	△139
支払利息	1,293	1,078
固定資産除売却損益(△は益)	7	0
投資有価証券売却損益(△は益)	△105	0
投資有価証券評価損益(△は益)	31	391
社債買入消却益	—	△2,200
貸倒償却額	3,201	2,185
未収営業貸付金利息の増減額(△は増加)	81	19
未経過営業貸付金利息の増減額(△は減少)	△4	△13
その他	△682	△423
小計	1,376	△1,384
利息及び配当金の受取額	106	139
利息の支払額	△1,608	△1,413
法人税等の支払額	△920	△42
小計	△1,045	△2,702
営業貸付金の増減額(△は増加)	31,716	1,930
買取債権の増減額(△は増加)	2,473	—
買取不動産の増減額(△は増加)	1,609	—
リース資産の取得による支出	△138	—
割賦債権の増減額(△は増加)	326	—
販売用不動産及び仕掛販売用不動産の増減額(△は増加)	△151	△253
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	1,100	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,889	△1,025

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△450	—
有形固定資産の取得による支出	△21	—
有形固定資産の売却による収入	18	—
無形固定資産の取得による支出	△16	△7
投資有価証券の取得による支出	△1,839	△639
投資有価証券の売却による収入	1,203	13
その他の関係会社有価証券の償還による収入	369	—
関係会社貸付金の回収による収入	1,714	1,710
その他	23	627
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,001</b>	<b>1,703</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
制限付預金の預入による支出	△638	△0
短期借入れによる収入	7,400	10,050
短期借入金の返済による支出	△11,560	△2,630
長期借入れによる収入	3,238	1,000
長期借入金の返済による支出	△22,787	△3,601
社債の償還による支出	△7,500	△2,870
債権信託見合債務の減少額	△8,250	—
その他	1,214	△0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△38,883</b>	<b>1,947</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△0
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	<b>△1,992</b>	<b>2,624</b>
現金及び現金同等物の期首残高	9,552	2,575
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,560	※1 5,200

## 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは、前連結会計年度において2期連続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当第1四半期連結会計期間においても営業損失2,441百万円、経常損失2,387百万円及び四半期純損失541百万円を計上しており、引き続き継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく以下に記載している事業構造の転換、財務基盤の安定化及びスリムな組織体制の構築を図るべく再建プランを前連結会計年度から継続して実施しております。

### 1 事業構造の転換

当社グループがこれまで培ってきた与信管理並びに貸出・債権回収ノウハウのほか、未上場企業への投資、M&A及び資金調達などを通して培ったノウハウを活用し、M&Aのアドバイザリー業務、投融資案件のアレンジメントやデューデリジェンス支援及び投資事業組合の運營業務等を中心としたフィービジネスへの移行による手数料収入の拡大を進めております。

### 2 財務基盤の安定化

当社は、安定的な財務基盤を構築するため、前連結会計年度において、中小企業に対する経営・資金・事業面における支援を行っている中小企業保証機構㈱と戦略的資本・業務提携を締結し、同社との関係強化を図り経営再建を更に推し進めております。

なお、資金面については、日本振興銀行㈱及び中小企業保証機構㈱から必要な資金支援を受けており、主要取引金融機関からの資金支援及び資産処分等により、資金調達の安定化に努めております。

### 3 スリムな組織体制の構築

注力事業の選択と集中による一層の経営効率化を図るべく、前連結会計年度において、当社の連結子会社であったニッシン債権回収㈱、NISリース㈱等の株式の一部譲渡による持分法適用関連会社化などを始めとしたグループ再編、その他資産の順次売却及び債権管理体制の強化を目的とした営業拠点の集約化並びに人員の転籍・出向を実施したほか、当連結会計年度においても、本社事務所の移転、業務のアウトソーシング化等による経費削減を引き続き実施しております。

しかし、これらの対応策をとっても利息返還損失や営業貸付金にかかる貸倒費用の増加等を吸収するだけの事業収益を確保できるか否かは外部要因に大きく依存し不確実性を伴うため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	<b>連結の範囲に関する事項の変更</b> 当第1四半期連結会計期間において、秀邦(上海)投資管理咨询有限公司は出資持分の取得により、N I S 1(株)等2社は新規設立により、連結の範囲に含めております。また、合同会社西山荘C. C. マネジメントは出資持分の譲渡により、連結の範囲から除外しております。
2	<b>持分法の適用に関する事項の変更</b> 当第1四半期連結会計期間において、フードパパ(株)等2社は新規設立により、(株)ベイシティサービスは増資引受により、(株)ラ・パルレは他の会社との共同投資による当社の影響力を勘案し、持分法適用の範囲に含めております。また、(株)バーズアイ技術投資、中小企業不動産機構(株)等3社は第三者割当増資により当社の議決権比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

## 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
①	前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「商業手形及び営業貸付金」については、「商業手形」(当第1四半期連結会計期間1百万円)の金額の重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より「営業貸付金」を区分掲記し、「商業手形」は流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、前第1四半期連結会計期間に含まれる「商業手形」「営業貸付金」は、それぞれ28百万円、88,443百万円であります。
②	前第1四半期連結会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めておりました「破産更生債権等」(前第1四半期連結会計期間18,592百万円)については、資産の総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。
③	前第1四半期連結会計期間において流動負債の「引当金」に含めておりました「債務保証損失引当金」(前第1四半期連結会計期間1,271百万円)については、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の引当金の増減額(△は減少)」に含めて表示しておりました「債務保証損失引当金の増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の「債務保証損失引当金の増減額(△は減少)」は、469百万円であります。	

## 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																						
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">182百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">357百万円</p>																																																						
<p>※2 担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ) 担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">851</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">12,544</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">4,997</td> </tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">6,193</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,903</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権等</td> <td style="text-align: right;">294</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産(その他)</td> <td style="text-align: right;">6,650</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">35,434</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 上記に対する債務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">13,620</td> </tr> <tr> <td>一年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">6,147</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">20,267</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、販売用不動産402百万円及び投資有価証券1,936百万円は借入・保証契約・業務提携の包括的担保として差し入れているものであります。</p> <p>また、連結上相殺されている連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券2,000百万円を担保に供しております。</p> <p>なお、上記の資産以外に営業貸付金704百万円、販売用不動産2,292百万円、投資有価証券215百万円及び破産更生債権等7百万円を関係会社の借入の担保として差し入れています。</p> <p>また、連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券を第三者に譲渡し、投資事業組合出資金を担保に差し入れることで資金調達を行っております。当該譲渡契約には買戻条項が付されており、短期的に買戻しが行われることが見込まれるため金融取引として処理し、譲渡代金については有価証券譲渡見合債務として認識しております。なお、特定社債券及び投資事業組合出資金は連結上相殺消去されており、相殺額は特定社債券が7,200百万円、投資事業組合出資金が488百万円であります。</p>	科目	金額(百万円)	現金及び預金	851	営業貸付金	12,544	販売用不動産	4,997	仕掛販売用不動産	6,193	投資有価証券	3,903	破産更生債権等	294	投資その他の資産(その他)	6,650	計	35,434	科目	金額(百万円)	短期借入金	13,620	一年内返済予定の長期借入金	6,147	長期借入金	500	計	20,267	<p>※2 担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ) 担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">851</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">13,444</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">5,020</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,850</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権等</td> <td style="text-align: right;">395</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産(その他)</td> <td style="text-align: right;">6,650</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">28,212</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 上記に対する債務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">12,200</td> </tr> <tr> <td>一年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,119</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">763</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">20,082</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、販売用不動産402百万円及び投資有価証券1,850百万円は借入・保証契約・業務提携の包括的担保として差し入れているものであります。</p> <p>また、連結上相殺されている連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券2,000百万円を担保に供しております。</p> <p>なお、上記の資産以外に営業貸付金806百万円、販売用不動産2,298百万円、投資有価証券190百万円及び破産更生債権等18百万円を関係会社の借入の担保として差し入れています。</p> <p>また、連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券を第三者に譲渡し、投資事業組合出資金を担保に差し入れることで資金調達を行っております。当該譲渡契約には買戻条項が付されており、短期的に買戻しが行われることが見込まれるため金融取引として処理し、譲渡代金については有価証券譲渡見合債務として認識しております。なお、特定社債券及び投資事業組合出資金は連結上相殺消去されており、相殺額は特定社債券が7,200百万円、投資事業組合出資金が805百万円であります。</p>	科目	金額(百万円)	現金及び預金	851	営業貸付金	13,444	販売用不動産	5,020	投資有価証券	1,850	破産更生債権等	395	投資その他の資産(その他)	6,650	計	28,212	科目	金額(百万円)	短期借入金	12,200	一年内返済予定の長期借入金	7,119	長期借入金	763	計	20,082
科目	金額(百万円)																																																						
現金及び預金	851																																																						
営業貸付金	12,544																																																						
販売用不動産	4,997																																																						
仕掛販売用不動産	6,193																																																						
投資有価証券	3,903																																																						
破産更生債権等	294																																																						
投資その他の資産(その他)	6,650																																																						
計	35,434																																																						
科目	金額(百万円)																																																						
短期借入金	13,620																																																						
一年内返済予定の長期借入金	6,147																																																						
長期借入金	500																																																						
計	20,267																																																						
科目	金額(百万円)																																																						
現金及び預金	851																																																						
営業貸付金	13,444																																																						
販売用不動産	5,020																																																						
投資有価証券	1,850																																																						
破産更生債権等	395																																																						
投資その他の資産(その他)	6,650																																																						
計	28,212																																																						
科目	金額(百万円)																																																						
短期借入金	12,200																																																						
一年内返済予定の長期借入金	7,119																																																						
長期借入金	763																																																						
計	20,082																																																						
<p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る保証債務残高 17,113百万円</p> <p>関係会社の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。) 632百万円</p> <p>関係会社の借入に対する保証債務残高 14,144百万円</p> <p>上記のほか、中小企業信用機構(株)が平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、提出会社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難であります。当該補償に係る当第1四半期連結会計期間末における損失負担見込額982百万円は、関係会社事業損失引当金に含めて計上しております。</p>	<p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る保証債務残高 20,647百万円</p> <p>関係会社の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。) 966百万円</p> <p>関係会社の借入に対する保証債務残高 16,559百万円</p> <p>なお、保証業務に係る保証債務残高のうち18百万円については、中小企業信用機構(株)が当該金額の50%を再保証しております。</p> <p>上記のほか、中小企業信用機構(株)が平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、提出会社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難であります。当該補償に係る当連結会計年度末における損失負担見込額1,063百万円は、関係会社事業損失引当金に含めて計上しております。</p>																																																						

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※4 当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 提出会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行等と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td style="text-align: right;">△1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業貸付金に係るコミットメントライン契約 提出会社は、主要事業である総合金融サービス事業において一部の顧客との間に限度借入契約を締結しており、利用限度額（提出会社が与信した額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る融資未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">限度借入契約総額</td> <td style="text-align: right;">4,107百万円</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金残高</td> <td style="text-align: right;">△3,696百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">410百万円</td> </tr> </table> <p>なお、このうちには残高のない顧客に対する融資未実行残高が211百万円含まれております。 また、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも提出会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止又は利用限度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約後も定期的に契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000百万円	借入実行額	△1,000百万円	融資未実行残高	—百万円	限度借入契約総額	4,107百万円	営業貸付金残高	△3,696百万円	融資未実行残高	410百万円	<p>※4 当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 提出会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行等と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td style="text-align: right;">△2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業貸付金に係るコミットメントライン契約 提出会社は、主要事業である総合金融サービス事業において一部の顧客との間に限度借入契約を締結しており、利用限度額（提出会社が与信した額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る融資未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">限度借入契約総額</td> <td style="text-align: right;">4,481百万円</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金残高</td> <td style="text-align: right;">△4,066百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">415百万円</td> </tr> </table> <p>なお、このうちには残高のない顧客に対する融資未実行残高が215百万円含まれております。 また、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも提出会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止又は利用限度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約後も定期的に契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,000百万円	借入実行額	△2,000百万円	融資未実行残高	—百万円	限度借入契約総額	4,481百万円	営業貸付金残高	△4,066百万円	融資未実行残高	415百万円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000百万円																								
借入実行額	△1,000百万円																								
融資未実行残高	—百万円																								
限度借入契約総額	4,107百万円																								
営業貸付金残高	△3,696百万円																								
融資未実行残高	410百万円																								
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,000百万円																								
借入実行額	△2,000百万円																								
融資未実行残高	—百万円																								
限度借入契約総額	4,481百万円																								
営業貸付金残高	△4,066百万円																								
融資未実行残高	415百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																																
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">(1) 貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">432百万円</td></tr> <tr><td>(2) 債務保証損失引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">738百万円</td></tr> <tr><td>(3) 減価償却費</td><td style="text-align: right;">186百万円</td></tr> <tr><td>(4) 給与手当</td><td style="text-align: right;">1,037百万円</td></tr> <tr><td>(5) 賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">223百万円</td></tr> <tr><td>(6) 租税公課</td><td style="text-align: right;">203百万円</td></tr> <tr><td>(7) 賃借料</td><td style="text-align: right;">403百万円</td></tr> <tr><td>(8) 支払手数料</td><td style="text-align: right;">235百万円</td></tr> </table>	(1) 貸倒引当金繰入額	432百万円	(2) 債務保証損失引当金繰入額	738百万円	(3) 減価償却費	186百万円	(4) 給与手当	1,037百万円	(5) 賞与引当金繰入額	223百万円	(6) 租税公課	203百万円	(7) 賃借料	403百万円	(8) 支払手数料	235百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">(1) 貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">705百万円</td></tr> <tr><td>(2) 債務保証損失引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">124百万円</td></tr> <tr><td>(3) 利息返還損失引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">1,180百万円</td></tr> <tr><td>(4) 減価償却費</td><td style="text-align: right;">19百万円</td></tr> <tr><td>(5) 給与手当</td><td style="text-align: right;">180百万円</td></tr> <tr><td>(6) 租税公課</td><td style="text-align: right;">120百万円</td></tr> <tr><td>(7) 賃借料</td><td style="text-align: right;">141百万円</td></tr> <tr><td>(8) 支払手数料</td><td style="text-align: right;">365百万円</td></tr> </table>	(1) 貸倒引当金繰入額	705百万円	(2) 債務保証損失引当金繰入額	124百万円	(3) 利息返還損失引当金繰入額	1,180百万円	(4) 減価償却費	19百万円	(5) 給与手当	180百万円	(6) 租税公課	120百万円	(7) 賃借料	141百万円	(8) 支払手数料	365百万円
(1) 貸倒引当金繰入額	432百万円																																
(2) 債務保証損失引当金繰入額	738百万円																																
(3) 減価償却費	186百万円																																
(4) 給与手当	1,037百万円																																
(5) 賞与引当金繰入額	223百万円																																
(6) 租税公課	203百万円																																
(7) 賃借料	403百万円																																
(8) 支払手数料	235百万円																																
(1) 貸倒引当金繰入額	705百万円																																
(2) 債務保証損失引当金繰入額	124百万円																																
(3) 利息返還損失引当金繰入額	1,180百万円																																
(4) 減価償却費	19百万円																																
(5) 給与手当	180百万円																																
(6) 租税公課	120百万円																																
(7) 賃借料	141百万円																																
(8) 支払手数料	365百万円																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)														
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">10,748百万円</td></tr> <tr><td>預入期間3カ月超の定期預金</td><td style="text-align: right;">△550百万円</td></tr> <tr><td>担保に供しているため、引出が制限されている預金</td><td style="text-align: right;">△2,638百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">7,560百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	10,748百万円	預入期間3カ月超の定期預金	△550百万円	担保に供しているため、引出が制限されている預金	△2,638百万円	現金及び現金同等物	7,560百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">6,052百万円</td></tr> <tr><td>担保に供しているため、引出が制限されている預金</td><td style="text-align: right;">△851百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,200百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	6,052百万円	担保に供しているため、引出が制限されている預金	△851百万円	現金及び現金同等物	5,200百万円
現金及び預金勘定	10,748百万円														
預入期間3カ月超の定期預金	△550百万円														
担保に供しているため、引出が制限されている預金	△2,638百万円														
現金及び現金同等物	7,560百万円														
現金及び預金勘定	6,052百万円														
担保に供しているため、引出が制限されている預金	△851百万円														
現金及び現金同等物	5,200百万円														

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	245,894

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	6,287

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	— (8,750)	— (—)
合計		— (8,750)	— (—)

(注) 1 目的となる株式の数は、権利可能行使数を記載しております。

2 ( ) は、自己新株予約権であり、外書で記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

なお、ヘッジ手段としていたデリバティブ取引を前第2四半期連結会計期間において解約したため、ヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	総合金融サービス事業 (百万円)	債権管理回収事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に対する営業収益	5,424	5,626	1,150	48	12,249	—	12,249
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	192	—	—	0	193	(193)	—
計	5,617	5,626	1,150	48	12,443	(193)	12,249
営業利益又は営業損失(△)	△206	734	651	△55	1,124	(95)	1,028

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、事業の種類・性質及び営業取引の類似性を考慮して区分したものであります。

2 各事業区分の主な内容

- (1) 総合金融サービス事業・・・消費者及び事業者を対象とした各種ローン、リース等の提供及び保証並びに証券事業
- (2) 債権管理回収事業・・・特定金銭債権の管理、回収、買取及び投資
- (3) 不動産事業・・・不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント
- (4) その他の事業・・・事業者支援事業、保険代理事業等

3 総合金融サービス事業を行う提出会社及び連結子会社におきましては、従来、借入等に係る金融費用を、当該借入等の目的が明らかに営業取引に対応していない場合を除き、営業費用として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、総資産を総合金融サービス事業に係る営業資産とそれ以外の資産に区分し、当該資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用を営業費用に、それ以外の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ「総合金融サービス事業」において「営業費用」が260百万円減少し、「営業利益」が同額増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	総合金融サービス事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業 収益	1,475	254	7	1,737	—	1,737
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	193	7	—	201	(201)	—
計	1,669	261	7	1,938	(201)	1,737
営業損失	2,086	236	0	2,323	117	2,441

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、事業の種類・性質及び営業取引の類似性を考慮して区分したものであります。

2 各事業区分の主な内容

(1) 総合金融サービス事業・・・消費者及び事業者を対象とした各種ローンの提供及び保証並びに投資銀行事業

(2) 不動産事業・・・・・・・・不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント

(3) その他の事業・・・・・・・・事業者支援事業等

(追加情報)

従来、「債権管理回収事業」は区分表示しておりましたが、当該事業を行う連結子会社であったニッシン債権回収㈱が前連結会計年度において持分法適用関連会社となったことに伴い、当該セグメントはなくなりました。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
16円72銭	18円78銭

(注) 1株当たり純資産の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	15,530	16,019
普通株式に係る純資産額(百万円)	4,005	4,499
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	11,524	11,520
普通株式の発行済株式数(千株)	245,894	245,894
普通株式の自己株式数(千株)	6,287	6,285
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	239,607	239,609

## 2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 2円29銭	1株当たり四半期純損失 2円26銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

3 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)の算定上の基礎

項目	前第1四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	549	△541
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	549	△541
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	239,615	239,608
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

N I S グループ株式会社  
取締役会 御中

## 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ⑩  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN I S グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N I S グループ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

- 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は、金融費用を営業費用と営業外費用に区分する基準の変更を行っている。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年5月23日開催の取締役会及び平成20年6月24日開催の株主総会において承認された合併契約に基づき、平成20年7月1日に連結子会社であるN I S 不動産株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

N I Sグループ株式会社  
取締役会 御中

## 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ⑩  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN I Sグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N I Sグループ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において2期連続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当第1四半期連結会計期間においても重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年8月14日
<b>【会社名】</b>	N I S グループ株式会社
<b>【英訳名】</b>	NIS GROUP CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 寄 岡 邦 彦
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。)
<b>【縦覧に供する場所】</b>	N I S グループ株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号) N I S グループ株式会社営業部 (埼玉県川口市本町4丁目1番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長寄岡邦彦は、当社の第51期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

